

5月14日 中央本部

賃金制度等の改正について提案を受ける！その①

【今回の提案内容の目的】

- ①すべての系統で、企画部門や出向を含め、多様な業務に従事する場合の処遇を改善する。
- ②鉄道事業における勤務の特殊性、不規則性の対する措置を更に充実させる。

【提案内容の主なポイント】

- ①今回の提案で、新たな基本給加算について下がるということは想定していない。
- ②特殊勤務手当（乗務員手当等）は見直さない。
- ③3職経験（3,000円加算）等の適用者は、現行のまま適用される。
- ④夜勤手当の増額については、深夜帯労働に関する処遇向上のために改善する。
- ⑤賃金制度改正は、全社員適用である。
- ⑥出張等、勤務箇所以外への旅行で生じる費用に対して支給している旅費について見直す。

1. 新たなジョブローテーションの実施に伴う賃金制度の改正について

◎基本給加算（キャリア加算）の新設

区分	発令
営業	営業係・営業指導係・営業主任・営業主務
輸送	輸送係・輸送指導係・輸送主任・輸送主務
乗務員	乗務係・乗務指導係・乗務主任・乗務主務
車両	車両係・車両技術係・車両技術主任・車両技術主務
施設	施設係・施設技術係・施設技術主任・施設技術主務
電気	電気係・電気技術係・電気技術・電気技術主務
事務	事務係・事務主任・事務主務
医療	医療社員のいずれかの職名
企画部門	課員・主席・副課長（いずれも出向休職発令時を除く。）
出向	出向休職

左の表のうち、いずれかの発令を受け、その該当する区分が2以上に達した場合、基本給額に2,000円を加える。移行措置として、過去の発令のより、左の表の区分が2以上に達している場合、2,000円を加え、新たな基本給とする。

(例) 営業 ⇒ 乗務員
 営業 ⇒ 輸送
 車両 ⇒ 企画部門
 施設 ⇒ 出向

※運転士などの経験により基本給の調整を受けている者は、その金額（3,000円）を含めた額を、新たな基本給とする。

◎夜勤手当の増額 深夜帯労働に関する処遇改善として、

35/100から40/100とする。

◎職務手当の増額 技術指導・教導となる車掌・運転士の手当の金額が異なっていたため高い区分の5,000円に統合する。